

日本における師範学校の制度及びカリキュラムの変遷過程（続）

－改革模索期（1912～1943）－

東京学芸大学 浜田博文

はじめに

本稿は、前巻に引き続き、師範学校の制度及びカリキュラムの歴史的変遷過程を整理しようとするものである。前稿では、以下のような構成で、1872（明治5）年の官立師範学校設立以降の変遷過程を1911（明治44）年まで辿った。本稿では、その後、師範学校が中等教育機関から専門学校程度の高等教育機関として位置づけられる1943（昭和18）年までの過程を辿ることにする。なお、引用文中の漢字はすべて新字体で表記する。

〔前稿の構成〕

はじめに

1. 創設期〔～1880（明治13）年〕における制度とカリキュラム
2. 整備・確立期〔1881（明治14）～1911（明治44）年〕における制度とカリキュラム
 - (1) 1881（明治14）年「師範学校教則大綱」制定
 - (2) 1886（明治19）年「師範学校令」及び「尋常師範学校ノ学科及其程度」制定
 - (3) 1892（明治23）年「尋常師範学校ノ学科及其程度」改正
 - (4) 1907（明治40）年「師範学校規程」及び1910（明治43）年「師範学校教授要目」制定

明治末期において全国の師範学校の形態を統一的に規定する法制度はほぼ整備され、教育内容の細部にまで国家的統制が及ぶ師範教育制度が確立された。大正期に至っては、中等教育及び高等教育の拡充のなかで、師範教育の改革をめぐる論議が活発に展開され、その改革論議は、最終的には終戦直前の1943（昭和18）年の師範学校規程改正による師範学校の専門学校程度への「昇格」に結びつくことになる。本節では、この間の主要な改革論として臨時教育会議、文政審議会、教育審議会での論議を整理しながら、1931（昭和6）年及び1943（昭和18）年の師範学校規程改正の内容について検討していくことにする。

1. 師範教育制度の改革をめぐる諸論議の展開 —臨時教育会議と文政審議会—

臨時教育会議は1917（大正6）年3月に内閣直属の諮問機関として設置され、教員養成に関しては「師範教育ニ関シ改善ヲ施スモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」という諮問に答えて1918（大正7）年7月に答申を行っている。⁽¹⁾

22項目にわたるこの答申は幅広い内容を含んでいるが、そのうち師範学校の制度あるいは教育内容に関係する項目は「1 師範教育ニ於テハ教育者タルノ人格ヲ陶冶シ共ノ信念ヲ強固ニシ特ニ忠君愛國ノ志操ノ涵養ニ一層力ヲ致スコト」「2 師範学校予備科ヲ設置シ修業年限2箇年ノ高等小学校ノ卒業生ヲ入学セシムルコト但シ之カ設置ハ教育会等ノ施設ニ依ルヲ得シムルコト」の2点である。

前者は、従前から師範教育の基調とされてきた教育者の涵養を改めて強調したものである。そして後者は、修業年限3箇年の高等小学校を入学資格とする当時の制度のなかで、実際には「予備科ヲ設クル師範学校ハ93校中僅ニ7校ニ過キス又修業年限3箇年ノ高等小学校ハ全国ニ於テ其ノ数甚ダ僅少」であり、師範学校入学に関わる学校制度上の連絡が「極メテ不便ナル情態」にあったことを改善しようとしたものだ、答申中の「理由」に記されている。

同会議はこの他にも幅広い領域にわたる審議を展開し、答申を出しているが、上の答申よりも以前の1917（大正6）年12月に出された小学校教育に関する答申の中に、その後の師範教育制度改革をめぐる論議に深く関係する内容が含まれていた。すなわち、師範学校における本科第一部と本科第二部の位置づけをめぐる問題である。

同答申はこの件について「師範学校ノ教育ハ其ノ第一部ヲ主トシテ第二部モ之ヲ存置スルコト」と記している。すなわち、初等教育修了者を入学させる本科第一部を師範学校の本体とし、中等教育修了者を入学させ短期間の学科課程を履修させる本科第二部はあくまでも副次的な位置に置くべきだとしているのである。

このような記述がここに著されたのは、審議の過程において本科第二部を師範学校の本体として位置づける主張が提起され、これをめぐって議論が展開されたことによる。

単純化すると、本科第一部を本体とする主張は、教員養成は長期間にわたる専門教育によるべきもので、高等小学校からの接続関係を円滑にするために修業年限を下に1ヶ年延長すべきだとする。これに対して、本科第二部を本体とする主張は、師範学校の卒業生には「自発的教育ノ思想カラ経営ヲ為シテ行クコトガ乏シイ」⁽²⁾などの問題があり、むしろ上に年限を延長すべきであって、それは第二部の充実によってなされるべきだというものである。前者は、従来からの中等教育段階としての師範学校を継承するもので、後者は中等教育から高等教育段階へと「昇格」を志向するものであった。

こうした論議が、結局は本科第一部を本体とする従来制度を継承することに帰結し、予備科の増設という方針がとられた。答申では「第一部本体第二部存置」の「理由」を次のように記し

ている。

「(1) 国民教育ニ従事スル者ハ第一堅実ナル教育者の精神ヲ具有スルコトヲ要ス此ノ精神ノ涵養ニ欠クル所アリテハ到底適良ナル小学校教員タルコト能ハス而シテ此ノ教育者の精神ヲ養フニハ相当ナル年月ノ訓練ヲ得ヘキモノニアラス (2) 小学児童ヲ教育スルハ一種専門的ノ業務ニシテ極メテ困難ナル事ニ属ス、此ノ教育ニ従事スル者ヲ養成スルハ一種ノ専門教育ニシテ小学校ノ各教科目ヲ教授シ得ルノ力ヲ具有セシムルト共ニ其ノ人物モ又教育者のニ之ヲ養成セサルヘカラス、故ニ其ノ教育法ハ自ら中学校ト相異ラサルヲ得ス (3) 中学校ノ卒業者ニシテ優秀ナル者ハ多クハ進シテ高等ノ学校ニ入学シ師範学校ニ入学セムトスル者ハ比較的学力ノ劣レル者ナルハ自然ノ勢ナリ而モ往々優秀ノ者之ニ入学スルハ其ノ修業年限短カキカガナリ、若シ第二部修業年限ヲ延長セムカ高等ナル専門学校ノ修業年限ト大差ナキニ至ルヲ以テ師範学校ニ入学ヲ希望スル者ハ減少スルニ至ルヘシ、此等ノ理由ニ依リ師範学校ノ組織ハ第一部ヲ主トシ之ヲ本体トシテ将来適良ノ教員ヲ養成セムコトヲ要ス、然レトモ中学校卒業者ニシテ真ニ国民教育ニ従事セムコトヲ欲スルモノハ宜シク其ノ希望ヲ満タシ之ヲシテ教育者タラシムヘシ是レ第二部モ之ヲ存置スルコトト為スヘシトスル所以ナリトス」

この問題は、1924（大正13）年4月に設置された文政審議会において再度議論が交わされることになる。その間、全国の教育諸団体の賛同で1923（大正12）年5月に組織された師範教育改造同盟が、同年6月に「道府県師範学校を専門学校の程度とすること」などを内容とする「師範学校改造案大綱」を打ち出すなど、師範学校の専門学校程度への「昇格」についての論議が展開されてきていた。⁽³⁾

こうしたなかで文政審議会は、1924（大正13）年、1926（大正15）年、1930（昭和5）年の3度にわたって師範教育に関する改革案を諮問され、審議が交わされた。⁽⁴⁾

このうち最初の答申は次のような内容であった。

- 「1. 師範学校第一部ノ修業年限ヲ5年トシ現制ノ予備科ハ之ヲ廃止スルコト
1. 師範学校第一部ハ高等小学校第2学年修了ノ程度ヲ以テ入学資格トスルコト
1. 師範学校第二部ノ修業年限ハ男子ニ在リテハ1年、女子ニ在リテハ1年又ハ2年トシ中学校高等女学校卒業ノ程度ヲ以テ入学資格トスルコト
1. 師範学校ニ修業年限1年ノ専攻科ヲ置キ本科卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ヲシテ入学スルヲ得シムルコト」

これは基本的に臨時教育会議の答申を継承し、第一部を本体としてその下に1ケ年延長し、同時に専攻科の設置によって学力補充の策をとろうとするものであった。しかしながら、ここでもこれに対する反論と、第二部本体論が帝国教育会の沢柳政太郎らによって展開された。⁽⁵⁾ そうした

主張の一部として、第一部本体による師範教育が「偏屈」さや「小さな鋳型」にはいった人間をつくることなども指摘され、普通教育後の「専門の師範教育」の必要性が指摘されている。⁽⁶⁾

このような批判を受けながらも「この期の文政審議会においては、なお第一部本体論が主流」⁽⁷⁾を占め、上掲の諮詢案は認可された。しかし、「伝統的な師範教育に対する批判は、世論の動向の変化もあって、先の臨時教育会議における状況とは異った趨勢を示すに至っていた」⁽⁸⁾のである。

なお、これに基づいて1925（大正14）年、師範学校規程が改正され、予備科廃止と本科第一部の5年制の実施、及び専攻科（1ケ年）の設置がなされることになった。これに伴い同年、師範学校教授要目も改正された。

ところで、第一部と第二部の位置づけについての問題は、文政審議会への師範教育に関する3度目の諮詢時において再び俎上にのせられることになる。

諮詢案は次のようなものであった。

- 「1. 師範学校ノ第二部ノ修業年限ヲ2年トナスコト
2. 師範学校ニハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一部又ハ第二部ノ一ヲ置カザルヲ得シムルコト
3. 左ノ旨趣に依り師範学校ノ学科課程ヲ改善スルコト」

これは、第二部の修業年限を1ケ年延長し、さらに第二部だけの単独設置も認めるというものである。第一部の補充を目的とする副次的位置づけにあった従来第二部を、第一部と同等の、師範学校の本体として制度上位置づけるものであった。

この変更は、「第二部卒業者の増加にともなって、これに一層十分な『師範訓練』を行なうためには、第二部の男子の修業年限を現行の1年から2年に延長する必要」があり、「また、第二部の役割を第一部と同等に考える観点からするとき、第一部と第二部の併置を原則とするものの、いずれか一つのみの単独設置を認めることとしたい」との理由によるものであった。⁽⁹⁾ その背景には「第一部における伝統的な師範教育に対する批判という、教員養成の質的問題」もあったという。⁽¹⁰⁾ 審議の過程では、「第一部本体論」と「第二部本体論」との間で活発な論戦が展開された⁽¹¹⁾が、結局のところ諮詢案は可決されている。

この答申の直後、1931（昭和6）年1月には、これに基づいて師範学校規程が改正された。ここにおいて、中等教育修了後に位置づく本科第二部は2ケ年に延長され、その単独設置も認められることとなり、いよいよ専門学校程度への昇格に向けての基礎が形作られたのである。また、これに従って同年3月、師範学校教授要目も改正された。

2. 1931（昭和6）年「師範学校規程」及び「師範学校教授要目」改正

大正期の改革論議のなかで、1925（大正14）年に師範学校規程が改正され、本科第一部を5年制として予備科を廃止し、専攻科を設置するという制度改変が行われた。そして文政審議会の審議を経て、昭和6年1月に師範学校規程の改正が行われた。制度上の改正点は、「本科ハ之ヲ第一部及第二部トス但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得」（第2条）、「本科第二部ノ修業年限ハ2年トス」（第4条）である。

ここに、第一部と第二部を同等に師範学校の本体として位置づけ、しかも第二部を単独で設置することも認めることとなり、その修業年限が2ケ年となった。

また、学科については表1-1、表1-2のように規定された。

また、「教育」科については「第11条 教育ハ教育ニ関スル一般ノ知識ヲ得シメ特ニ小学校教育ノ理論及方法ヲ詳ニシ教育者タルノ精神ヲ養ヒ教育ヲ楽シムノ念ヲ培養スルヲ以テ要旨トス教育ハ心理学、論理学、教育学、教授法及保育法ノ概説、近世教育史ノ概要、教育制度、学校ノ経営及管理、学校衛生等ヲ授ケ又教育実習ヲ課スヘシ尚女生徒ニ就テハ便宜保育実習ヲ課スヘシ」とされ、①教育に関する一般的知識（特に小学校教育の理論と方法）、②教育者たる精神、③「教育を楽しむの念」が中心とされるべきことが規定されている。

表1-1、表1-2には、本科第一及び第二部の男子のみに限って、各学科目の週毎の時数を示している。前稿（本誌第16巻所収）の表4-1、4-2（明治40年時）に比して最も顕著な違いは、「法制及び経済」に代わる「公民科」の新設と「増課科目」の設定である。

前者については、同年1月の文部省訓令第1号に、「従来ノ法制及経済ハ其ノ教授ガ概シテ法制及経済ノ専門的知識ヲ授クルニ傾キ實際生活ニ適切ナラザル嫌アリシニ鑑ミ今回之ヲ廃シ新ニ公民科ヲ設ケテ立憲自治ノ国民トシテ必要ナル教養ヲ与フルコトトナセリ」とされ、「公民的徳操ノ涵養ニカムベキナリ」とその改変の趣旨が説明されている。

また後者についても、同訓令では「増課程科目中ヨリ適宜数科目ヲ選択シテ生徒ノ性能、趣味ニ応ジ進ミタル程度ノ学修ヲナサシムルコトトナセルハ教授ノ効果ヲ一層大ナラシメンコトヲ期シタルガ為ナリ」とされている。生徒の関心に応じた専修的要素を盛り込むことによって師範教育の活性化を図ろうとしたあとが窺われる。

各学科目の学年毎の時数と内容の詳細については師範学校教授要目に規定された。そのうち「教育」科に関する規程とその「注意」事項を示したものが表2である。「教育」科で扱われる内容については、基本的には大きな変化はないように思われる。

表 1 - 1 「師範学校規程」(1931年, 昭和 6 年) に規定された学科課程
(本科第一部の男子のみの場合, 第 1 号表に基づく)

学 科	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	計
修身	1	1	2	2	2	8
公民科				2	2	4
教育			2	4	5	11
国語漢文	6	6	5	4	4	25
歴史	4	4	4	2	2	16
地理						
英語	4	4	4			12
数学	4	3	3	2	2	14
理科	4	5	4	3	2	18
実業	1	1	2	2	2	8
図画	3	3	2	2	2	12
手工						
音楽	2	2	1	1	1	7
体操	5	5	5	4	4	23
基本科目総時数	34	34	34	28	28	158
増課科目				2-4	2-4	12
国語漢文				2-4	2-4	12
歴史				2-4	2-4	12
地理				2-4	2-4	12
英語				2-4	2-4	12
数学				2-4	2-4	12
理 博物				2-4	2-4	12
科 物理化学				2-4	2-4	12
実業				2-4	2-4	12
図画				2-4	2-4	12
手工				2-4	2-4	12
音楽				2-4	2-4	12
増課科目ニ充ツベキ総時数				6	6	12
合 計	34	34	34	34	34	170

(※「教育実習ハ第5学年ニ於テ 8 週乃至10週専ラ之ヲ課スヘシ」)

表 1 - 2 「師範学校規程」(1931年, 昭和 6 年) に規定された学科課程
(本科第二部の男子のみの場合, 第 3 号表に基づく)

学 科	第 1 学年	第 2 学年	計
修身	2	2	4
公民科	1	1	2
教育	6	6	12
国語漢文	2	2	4
歴史	2	2	4
地理			
数学	2	2	4
理科	2	2	4
実業	2	2	4
図画	2	2	4
手工			
音楽	2	2	4
体操	3	3	6
基本科目総時数	26	26	52
増課科目	2-4	2-4	
国語漢文	2-4	2-4	
歴史	2-4	2-4	
地理	2-4	2-4	
英語	2-4	2-4	
数学	2-4	2-4	
理 博物	2-4	2-4	
科 物理化学	2-4	2-4	
実業	2-4	2-4	
図画	2-4	2-4	
手工	2-4	2-4	
音楽	2-4	2-4	
増課科目ニ充ツベキ総時数	8	8	16
合 計	34	34	68

(※「教育実習ハ第 5 学年ニ於テ 8 週乃至10週専ラ之ヲ課スヘシ」)

表2 「師範学校教授要目」(1931年, 昭和6年)に規定された「教育」科の内容
(本科第一部的場合)

第 3 学 年	第 4 学 年	第 5 学 年
<p>2 心理学</p> <p>精神現象 心理学研究ノ方法 精神現象ノ生理的基礎 意識 注意 感覺 知覚 記憶 想像 思考 社会 感情 衝動及本能 意志 品性 個性 心性 作業 学習 心身ノ発達</p>	<p>4 論理学</p> <p>思考ノ原理 名辞 命題 論式 演繹法 帰納法 探究的方法 統整的方法、 教育学 教授法及保育法 教育ノ意義 小学校教育ノ目的 教師ト児童 教育ノ効果 及其ノ考查 教育ノ種類ト学校系統 家庭教育 社会教育 保育ノ任務 保育ノ方法 教育測定法 教育指導法及職業指導法</p>	<p>5 近世教育史</p> <p>近世本邦教育ノ概要 近世欧米教育ノ概要 現今欧米教育ノ情况 本邦明治維新以後ノ教育 教育制度 学校ノ経営及管理 学校衛生 小学校 小学校ニ類スル各種学校及小学校ニ併置セラルル教育施設 幼稚園 小学校ノ経営及管理 小学校ニ於ケル保健衛生 学校医及学校看護 婦身体検査 学校ニ於ケル疾病ト其ノ予防並ニ治療ノ心得</p>
<p>2 心理学</p> <p>心理学ヲ授クルニハハ努メテ之ヲ教育上ノ實際ニ応用シ且適宜実験ニヨリテ之ヲ理解セシムベシ又發達的・社会的及變態的方面ノ知識モ適當ニ加フベシ 論理学ヲ授クルニハハ教育上ノ応用ニ注意シ思考ノ順序ヲ置クベシ 教育学ヲ授クルニハハ倫理学、心理学、論理学等ノ知識ヲ応用シテ教育ノ拠ルベキ原理ヲ明ニシ且常ニ小学校教育ノ實際ニ通ゼシメンコトニカラムベシ 教授法及保育法ヲ授クルニハハ児童心身ノ発達ノ理ニ基キ教育ノ理論ト實際ト生活トニ顧ミテ適切ナル方法ヲ明ニスベシ 近世教育史ヲ授クルニハハ常ニ其ノ現時ニ及ボシタル影響ニ著眼シ殊ニ小学校ノ變遷ニ重ヲ置クベシ又教育ノ思想及制度ノ變遷並ニ其ノ相互ノ關係ヲ知ランメ主ナル教育家ノ伝記及學說ヲ其ノ時勢ト關連シテ授ケ更ニ其ノ教育上ニ及ボシタル影響ヲモ明ニスル同時ニ教育者タル信念ノ培養ニカラムベシ 教育制度、学校ノ経営及管理並ニ学校衛生ヲ授クルニハハ現行法規ノ要旨ヲ明ニシ總テ小学校教員ノ實際ノ事項ニ就テ之ヲ説明シコトニカラムベシ</p>	<p>8 教育実習</p> <p>乃 授業參觀</p> <p>10 教授ノ実習</p> <p>至 訓練ニ関スル指導及実習</p> <p>週 学校事務ニ関スル指導及実習</p>	

※ 「教育」科の冒頭には、「教育ハ心理学・論理学ヨリ始メ教育学、教授法及保育法、近世教育史ヲ授ケ教育制度、学校ノ経営及管理、学校衛生ニ及ボシ最後ノ学年ニ於テ教育実習ヲ課スルモノトス」と規定されている。

3. 教育審議会の論議と1943（昭和18）年「師範教育令」改正

昭和初期から10年代にかけて、種々の教育関係団体が師範教育改革の構想を提起した。例えば次のようである。⁽¹²⁾

1931（昭和6）年	教育研究会「教育制度改革案（試案）」
1932（昭和7）年	教育改革同志会「教育制度改革案」
1933（昭和8）年6月	東洋文化学会「教育制度改革案」
1934（昭和9）年4月	師範教育制度調査会「師範教育制度改正要項」答申 師範教育制度調査会「師範学校学科課程」答申 （文部大臣が諮問） 立憲政友会「教育改革要項」
1936（昭和11）年	師範教育改善促進連盟「師範教育改善案」 師範学校長協会「師範学校制度改善案」
1937（昭和12）年	茗溪会教育調査部「学校系統改善案」

なかでも師範教育制度調査会による答申は、その後の改革案を先導する役割を果たした。それは、「師範学校を専門学校程度に昇格させ、高等師範学校、文理科大学を師範大学とすることを基本として再編制を行おうとするものであり、高等小学校との接続のための予科の存置、女子高等師範学校についての別扱い等において、既存の養成学校を基盤とする昇格構想がその基本となっている点」を特質としていた。⁽¹³⁾

このような諸論議を踏まえて、1937（昭和12）年12月に設置された教育審議会での審議が行われ、師範教育に関して1938（昭和13）年12月に「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」答申が出された。

この答申では、「師範教育の改革は、国民学校における新時代の大国民の錬成－皇国民の錬成の役割を担当すべき人物を養成する意図の下になされるものであり、制度および内容の根本的刷新として、師範学校を昇格させるとともに皇国の道の修練のために、学校の全施設を統一し人物錬成の道場とすることが考えられ」⁽¹⁴⁾ ている。また、審議過程で決定された「師範教育ニ関スル要綱」（1938年11月）は、改革の方針として、「1 師範学校ハ道府県立トシ、国民学校ノ教員ヲ養成スル所トスルコト」「2 師範学校ノ修業年限ハ3年トシ、中等学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスルコト」「3 道府県ハ高等国民学校卒業者ニ対シテモ適當ナル教育施設ヲナシ、師範学校入学ノ途ヲ開クコト」などを挙げている。⁽¹⁵⁾

これらをめぐっては、以前から検討課題とされてきた専門学校程度昇格問題及び第一部・第二部問題として議論されたが、「その結果、従来の第一部・第二部制をやめこれを一元化した専

攻科を廃止して修業年限を3年とし、中学校、高等女学校およびそれらと同程度の実業学校等の卒業程度の者を入学させ、中等教育の基礎にたつて国民学校教員を教育するという制度構想を明らかに」することとなった。⁽¹⁶⁾

ここにおいて、第一部よりもむしろ第二部を師範学校の本体としての一元化と年限延長が明確にされることとなった。ここで高等国民学校卒業者の入学を妨げないための予科を設置したのは、「中等学校卒業者のみでは必要な適材を得ることが困難な場合があること」などを理由とするものであった。⁽¹⁷⁾

教育審議会の改革構想に対しては、帝国教育会調査部（1938〔昭和13〕年11月）、師範教育改善促進連盟（1938〔昭和13〕年12月）、尚志会（1941〔昭和16〕年6月）などから意見・見解が表明されたが、「師範学校を道府県立ではなく国立とすべしという要請は、多くの見解において一致」していた。例えば師範教育改善促進連盟によれば、「『大国民錬成の重責』を負ふべきものを養成する師範教育は、彼の軍部に於ける幹部の養成と同様の主義に立つべきである」としてその理由を述べている。⁽¹⁸⁾

こうしたなかで、1941（昭和16）年10月に教育審議会は「国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル建議」を出して師範学校制度改革を急速に実行するよう求めている。これを受けて翌年1月、次のような「師範学校制度改善要綱」が閣議決定された。

「国民学校制度実施ニ伴ヒ師範学校教育ヲ改善シ皇国ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為スノ必要ヲ認メ本日ノ閣議ニ於テ左記ノ通師範学校制度改善要綱ヲ決定セラレタリ

- 1 師範学校ハ之ヲ官立トシ専門学校程度トスルコト
- 2 師範学校ニ国民学校高等科修了者ノ為ニ予科ヲ置クコト
- 3 本制度ハ昭和18年4月1日ヨリ之ヲ実施スルコトトシ昭和17年度中ニ之ガ為必要ナル準備ヲ完了スルコト」⁽¹⁹⁾

ここに、師範学校をすべて「官立」の「専門学校程度」とすることが決定され、これに沿って、1943（昭和18）年3月、師範教育令が改正され、師範学校規程が制定された。

師範教育令の主要な改正点を示した第1条～第5条をあげておこう。

第1条 師範学校ハ皇国ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為スヲ以テ目的トス

第2条 師範学校ハ官立トス

第3条 師範学校ニ男子部及女子部ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ男子部又ハ女子部ノミヲ置クコトヲ得各部ニ本科及予科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ本科ノミヲ置クコトヲ得

第4条 本科ノ修業年限ハ3年トシ予科ノ修業年限ハ2年トス

第5条 本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校予科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之

ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校予科ヲ修了シタル者、中学校若ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ国民学校高等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

制度上、師範学校は男子部と女子部をもつ専門学校程度の本科（3ケ年）と、初等教育修了者のための予科（2ケ年）を備え、さらに本科卒業者のために研究科（6ヶ月）を置くこととなった。

師範学校規程は、「留意」されるべき点として次の6点をあげている。

「第1条 師範学校ニ於テハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シ師範教育令第1条ノ本旨ニ基キ左ノ事項ニ留意シテ生徒ヲ教育スベシ

- 1 国体ノ本義ヲ闡明シ皇国ノ使命ヲ自覚セシメ皇国ノ道ノ先達タルノ修練ヲ積ミ至誠尽忠ノ精神ニ徹セシムベシ
- 2 教学ノ本義ヲ体得セシメ身ヲ教職ニ挺シテ国本ニ培ヒ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ信念ヲ涵養スベシ
- 3 学行ヲ一体トシテ心身ヲ修練セシメ国民錬成ノ重キニ任ズルノ徳操識見ヲ涵養シ師表シタルノ資質ヲ錬成スベシ
- 4 学校一体修文練式ニカマルノ風ヲ振作シ闊達ニシテ質実剛健ヲ尚ビ協同ト勤勞トヲ重ンズルノ氣風ヲ作興スベシ
- 5 教育ヲシテ特ニ国民生活ノ實際ニ適切ナラシムルト共ニ実践体験ニ依ル学習ヲ基礎トシテ自発研究ノ態度ヲ育成スベシ
- 6 教育内容ノ全体的統一ニ意ヲ用ヒ学校ノ全施設ヲ挙ゲテ人物錬成ノ一途ニ帰セシムベシ」

学科目名及び各学科目の各学年・週毎の時数を示したものが、表3である。「教育科」は「教育」「心理」「衛生」に分けられ、別に「凡そ12週」の「教育実習」が最終学年に設定されている。また、他の普通科目と並んで選修教科の中にも「教育科」が設定されている。さらに、基本教科、選修教科とは別に「修練」という科目が設けられ、予科・本科ともに必修とされた。こうした点が、以前との比較における主な変化といえよう。

表3 「師範学校規程」改正〔1943（昭和18）年〕に規定された学科及び授業時間配当
（第1号表に基づく）

教科科目		毎週授業時数				計		
		第1学年	第2学年	第3学年				
基本教科	国民科	修身公民	2	2	4	教 育 実 収	8	
		哲学						
		国語漢文	4	2	2		8	
	教育科	歴史	3	2	2		7	
		地理						
	理科	教育	2	2	3		7	
		心理衛生	3	2	1		7	
	実業科	数学	2	2	1		5	
		物理	5	3	3		11	
	実業科	農業工業	3	3	3		実 収	9
		商業水産						
		体練科	2	2	2			
教練		4	4	4	6			
芸能科	体操				収	12		
	武道							
	音楽	2	2	2			6	
基本教科ニ充ツベキ時数	書道	1	1		2			
	図画工作	3	3	3	9			
基本教科ニ充ツベキ時数		36	30	30	凡ソ12週	96		
選修教科	国民科		3-6	3-6	選 修 教 科	12		
	教育科		3-6	3-6				
	理科		3-6	3-6				
	実業科		3-6	3-6				
	体練科		3-6	3-6				
	芸能科		3-6	3-6				
	外国語科		3-6	3-6				
選修教科ニ充ツベキ時数			6	6		12		
修練		4	4	4		12		
毎週授業総時数		40	40	40	凡ソ12週	120		

「教育科」及び「教育実習」、「修練」の「要旨」については次のように規定されている。

第5条 教育科ハ国体ニ淵源スル我が国教育ノ本義ヲ闡明シ国民教育ノ要諦ト共ニ児童及青年ノ身体的精神的発達及保健衛生ニ付テ習得セシメ教育実践ノ根底ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ鍊成スルヲ以テ要旨トス

教育科ハ之ヲ分チテ教育、心理及衛生ノ科目トス

第12条 教育実習ハ教育実践ヲ通ジテ国民鍊成ノ真義ト其ノ方法トヲ習得セシメ師道ヲ闡明シ挺身奉公ノ信念ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ鍊成スルヲ以テ要旨トス

第15条 本科及予科ノ生徒ニハ教科ト共ニ修練ヲ必修セシム

修練ハ行的修練ヲ中心トシテ教育ヲ実践的総合的ニ發展セシメ教科ト併セテ一体トシテ尽忠報國ノ精神ヲ昂揚シ教育者タルノ資質ヲ鍊成スルヲ以テ要旨トス

修練ハ日常行フ修練、毎週定時ニ行フ修練及学年中随時ニ行フ修練トス

実業科農業ヲ置カザル学校ニ於テハ毎週定時ニ行フ修練ニ於テ農耕的戸外作業ヲ必修セシム

ここでは「教育科」の内容として、①「国体ニ淵源スル我が国教育ノ本義」を明らかにすること、②「国民教育ノ要諦」、児童・青年の身体的精神的発達、保健衛生についての習得、③教育者たる資質の錬成、が中心とされるべきことが規定されている。

こうした規定と併せて、師範学校の教科書の国定化も規定された（第24条）。

なお、各学科目の詳細な内容については、1943（昭和18）年4月、師範学校教科教授及修練指導要目において規定されることとなった。

このような教育内容については「人物錬成を目的とした教科内容の全一的統合の観点から、とくに基本教科の教育が重視され、その実践経験として教育実習が重視されている」⁽²⁰⁾と指摘されるように、学科課程に関する諸規定を通底するのは、皇国民錬成のための支柱である国民学校で教授するという重責を担うべき人物を「錬成」という観点である。そこでは、教育者精神の涵養とそのため「心身の修練」が中心に置かれているように思われる。

新しい師範教育令に基づき、昭和18年度において旧制度下の103校の師範学校が統合され、56校の新制師範学校が誕生した⁽²¹⁾が、「改訂師範教育令による師範学校の昇格は、戦時下体制において制度的にみても内容的にみても、教員の資質を向上させるための実質的な効果をあげることはできな」いまま、「1945年3月の『決戦教育措置要綱』および同年5年の『戦時教育令』によって、教育機関としての機能を停止」するに至った。⁽²²⁾

4. おわりに

前稿及び本稿は、近代教育史について未熟な知識しかもちあわせていない筆者が、師範学校の制度及び教育内容の変遷過程を、ごく一部の先行研究を拠り所にして整理したものである。また、ここに整理した「変遷過程」は、中央政府による政策、とりわけ師範学校制度とその教育内容の変遷に比較的大きな影響を及ぼした動きを中心に捉えたにすぎない。府県レベルの諸規程や各師範学校レベルの実態は一切フォローしておらず、第1次資料の収集を行っているわけでもない。その意味でこれは、筆者なりのごく限られた学習の成果であり、「歴史研究」ではない。⁽²³⁾

そもそも筆者が師範学校の制度と教育内容の歴史の変遷過程を整理しようとしたのは、戦後教育改革における教員養成制度をめぐる諸論議をよりの確に理解したいと考えたことによる。戦後の教員養成を方向づける基礎となった教育刷新委員会をはじめとする諸論議の前提には、紛れもなく師範学校制度とその歴史があった。そして、種々の葛藤と妥協の産物としてではあったが、そこで産み出された原則 — 「大学における」と「開放制」 — は、明らかに戦前からの「非連続」を意味していた。⁽²⁴⁾ しかしながら、その後の教員養成をめぐる実態は「非連続」を容易には

許さなかった。戦後の教員養成の歴史は、この原則・理念と実態との間で常に揺れ動いてきた。今日においてもそれはあてはまるといえよう。

「師範学校制度は総体として悪であった。その総体を否定したのがこれらの原則だ」との見方もあり得る。だが、現実の教員養成制度の展開および今日の実態のなかに、教員養成目的大学が存在し、養成カリキュラムにおける国家基準強化がある以上、「師範学校＝総体として悪」という単純な処理の仕方は、現在の教員養成のあり方を問ううえであまり意味をなさないように思われる。戦後打ち消そうとされたものは、師範学校のなかの何であったのか、そして新たに創造しようとしたものはいったい何であったのか、このことを冷静に正視し、問い直すことが、必要なのではないだろうか。

これは、これまで自覚的にそれを行ってこなかった筆者が、「大学でどのような教員養成をすればよいのか」という実践的問題に直面しての、自分自身の課題である。本「研究ノート」は、そのための単なる足がかりにすぎない。

〔注〕

- (1) 以下、同審議会の答申の引用文は、海後宗臣編、『臨時教育会議の研究』、東京大学出版会、1960年、による。
- (2) 海後宗臣編、注(1)、612～613頁
- (3) 阿部彰著、『文政審議会の研究』、風間書房、1970年、144～145頁
- (4) 文部省、『学制百年史』、帝国地方行政学会、1972年、500～503頁
- (5) 国立教育研究所編、『日本近代教育百年史』第5巻、文唱堂、1974年、614～616頁
- (6) 国立教育研究所編、注(5)、615～616頁
- (7) 国立教育研究所編、注(5)、617頁
- (8) 国立教育研究所編、注(5)、617頁
- (9) 国立教育研究所編、注(5)、620～621頁
- (10) 国立教育研究所編、注(5)、621頁
- (11) 阿部彰著、注(3)、189～195頁を参照。
- (12) 国立教育研究所編、注(5)、626～629頁
- (13) 国立教育研究所編、注(5)、629頁
- (14) 国立教育研究所編、注(5)、1329頁
- (15) 文部省、注(4)、595～596頁
- (16) 国立教育研究所編、注(5)、1330頁
- (17) 国立教育研究所編、注(5)、1331頁

なかでも、第一部を廃止して第二部のみとする構想に対し、当時の東京女子師範学校長下村寿一が提起した次のような問題点は、戦後の教刷委で交わされた教員養成改革論議での論点にも共通性をもつもの

であったと思われる。

- (1) 一定数の所謂教師予備軍をつくることにおいて困る問題が起ること——世の中の景気変動によって必要な第二部生の数が得られぬ場合が生ずる。
- (2) 高等学校、実業専門学校の落伍者ばかりが増大する危懼があること
- (3) 陸軍の幼年学校のように一時縮小の傾向にあったものが今日では拡張するという時代の趨勢から考えて、早い時期からの軍人精神の涵養が大切なように、国民学校（小学校）教育者の養成においては教育精神の涵養が最も大切であり、修業年限2年の第二部のみではこのことが困難であること（同書、同頁）
- (18) 国立教育研究所編，注（5），1339頁
- (19) 石川謙代表，『近代日本教育制度史料』第5巻，講談社，1956年，574～575頁
- (20) 国立教育研究所編，注（5），1369頁
- (21) 国立教育研究所編，注（5），1355～1362頁
- (22) 国立教育研究所編，注（5），1383頁
- (23) 師範学校の歴史については、最近まとまった研究が発表されている。例えば、
 - ・水原克敏著『近代日本教員養成史研究——教育者精神主義の確立過程——』（風間書房，1990年）
 - ・三好信浩著『日本師範教育史の構造——地域実態史からの解析——』（東洋館，1991年）
 - ・逸見勝亮著『師範学校制度史研究——15年戦争下の教師教育——』（北海道大学図書刊行会，1991年）などである。これら各々について立ち入った考察を進めるほどの学習・研究の蓄積は、残念ながら筆者には具わっていない。だが、三氏それぞれの視角、とりわけ「戦後における師範教育全体の断罪」に疑問の目を向ける三好氏の視角は、興味深い。
- (24) 筆者は先に、教育刷新委員会における議論の過程を、「大学における養成」と「開放制」の2原則の観点から整理している。これについては、日本教育行政学会第25回大会での共同研究発表「教師養成教育と教育学教育の連続性に関する研究（その2）——新制大学発足時における『教育学部』構想の形成・展開過程①——」（1990年10月5日，上越教育大学）の発表資料を参照されたい。

付記：前稿（本誌第16巻）と本稿は、日本教育行政学会第25回大会での共同研究発表「教師養成教育と教育学教育の連続性に関する研究（その2）——新制大学発足時における『教育学部』構想の形成・展開過程①——」（1990年10月5日，上越教育大学）の配布資料「資料編」の一部を加筆・修正したもので、戦後教育刷新委員会における教員養成制度改革論議を整理・考察するにあたっての前提的基礎作業として位置づくものである。なお、同発表の一部は、北神正行・榊原禎宏「新制大学発足時における『教育学部』構想の展開——5大学を事例として——」『教育行財政研究』第18号（関西教育行政学会），1991年4月，pp.1-16，として公刊されているので併せて参照されたい。